

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて ～

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減の範囲が見直しされました

【平成29年度】

【平成30年度～】

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)		5割軽減
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)		2割軽減

保険料所得割の軽減割合が見直しされました

【平成29年度】

【平成30年度～】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減 軽減なし

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

【平成29年度】

【平成30年度～】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減 5割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

平成29年度		平成30年度
57万円		62万円

◆保険料の計算方法（平成30年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)×10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額の金額が見直しされました

【平成30年3月まで】

【平成30年4月から】

区分	食事療養標準負担額
現役並み所得・一般	1食につき360円 1食につき460円

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分の一部の金額が見直しされました

【平成30年3月まで】

【平成30年4月から】

区分	生活療養標準負担額（居住費部分）
医療の必要性の高い方（指定難病患者を除く）	1日につき200円 1日につき370円

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601

町民課 戸籍医療年金係
☎ 2-2453